

# 悪質・危険な運転者に対する行政処分の強化！

道路交通法、道路交通法施行令が改正され、

平成21年6月1日から

飲酒運転など悪質で危険な行為を行った運転者に対する行政処分が強化されました。

## ☆ 改正のポイント

- ① 飲酒運転など悪質で危険性の高い違反の基礎点数の引き上げ
- ② 運転免許取消し後の欠格期間(新たに免許が取得できない期間)が最長で5年から10年に延長



## ☆ 主な改正の概要

改正前	改正後 (H21.6.1以降)
○ 酒酔い運転・麻薬等運転 欠格期間 2年 (25点)	欠格期間 3年 (35点)
○ 酒気帯び運転 ※ アルコールの濃度が呼気1ℓにつき0.25mg以上の場合 免許停止 90日 (13点)	欠格期間 2年 (25点)
※ アルコールの濃度が呼気1ℓにつき0.15mg以上0.25mg未満の場合 免許停止 30日 (6点)	免許停止 90日 (13点)
○ 危険運転致死傷罪が適用された交通事故 ※ 被害者が死亡した場合 欠格期間 5年 (45点)	欠格期間 8年 (62点)
※ 被害者が負傷した場合 欠格期間 5年 (45点)	欠格期間 (負傷程度により5~7年) (負傷程度により45~55点)
○ ひき逃げ事件の場合 ※ ひき逃げ事故は、従来の救護義務違反23点(付加点数)から、違反の基礎点数35点に引き上げられました。 改正後は、交通事故の状況や被害者の負傷程度にかかわらず、免許取消し処分となり、欠格期間は最低でも3年となります。	
※ 酒酔い運転の場合、被害者が軽傷でも欠格期間が最長の10年となります。	
※ 酒気帯び運転(アルコールの濃度が呼気1ℓにつき0.25mg以上)の場合、被害者の負傷程度により、欠格期間が8~10年となります。	